

## 第 2 回共通到達度確認試験実施要領

共通到達度確認試験管理委員会

第 2 回共通到達度確認試験（以下、「到達度試験」とする）について、各法科大学院（以下、「各大学」とする）は、この実施要領に沿って実施をお願いします。

### 【実施の趣旨】

法学未修者の教育の質の保証の観点から各大学が客観的かつ厳格に進級判定を行い、学生に対する学修・進路指導の充実を図る基礎とし、学生自身においても全国レベルでの比較の下で自己の学修到達度を自ら把握し、学修の進め方等を見直すことを可能とするために実施するものです。

### 【実施にあたっての業務】

到達度試験実施にあたり、各大学において下記の業務をお願いします。

出願受付・取りまとめ・事務局への連絡・受験番号の付番、試験場・連絡担当者待機場所の確保、試験監督員（以下、「監督員」とする）・連絡担当者の選任、試験問題の印刷・保管、解答用紙等試験資材の受領・保管、試験の実施、解答用紙の整理・返送、その他関連する業務

### 【日程と時間割】

2021年1月10日（日） 12：40（受験者集合）～16：55（試験終了）

憲 法（30問：正誤20問・多肢10問）

[集合時間 12：40] 13：00～13：50（50分）

刑 法（30問：正誤20問・多肢10問）

[集合時間 14：10] 14：20～15：10（50分）

民 法（45問：正誤30問・多肢15問）

[集合時間 15：30] 15：40～16：55（75分）

\* 民法の試験において、平成 30 年の民法改正(成年年齢関係)については、本年度の試験の実施日において未施行のものも含めて、「民法の一部を改正する法律」(平成 30 年法律第 59 号)による改正後の法律に基づいて出題されます。

### 【対象者】5月1日現在の在学者

カテゴリ※1	入学年次等	受験の要否	活用方法
<u>カテゴリ A</u>	2019 年度以降入学未修 1 年次生 (当該年度末に進級予定ではない者※2 を除く)	要	<u>進級判定資料のひとつ</u> として活用
<u>カテゴリ B</u>	2018 年度以前入学未修 1 年次生 (当該年度末に進級予定ではない者※2 を除く)	要	<u>学修指導の参考資料</u> として活用
<u>カテゴリ C</u>	上記以外の在学学生	否 (任意)	<u>学修指導の参考資料</u> として活用

※1 当試験ではこのカテゴリ名で各対象者を示します

※2 休学者、長期履修者、秋季入学者等